



平成22年5月26日

各位

会 社 名 株式会社テレビ朝日
代表者名 代表取締役社長 早河 洋
コード番号 9409（東証第一部）
問合せ先 総務局長 角南 源五
(TEL 03-6406-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成22年6月29日開催予定の第70回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の趣旨および目的

当社は、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（詳細は、平成22年5月26日[本日]付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新のお知らせ」をご参照ください。）に基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、かかる買収防衛策の発動のプロセスとして、株主の皆様のご承認を頂くことが望ましい場合もあると考えております。よって、買収防衛策として対抗措置の発動を行う場合に、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させることが可能となるように、買収防衛策としての対抗措置の発動を、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議で行うことも可能とする変更案第38条（対抗措置発動の決定機関）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<u>（対抗措置発動の決定機関）</u> <u>第38条 本会社は、前条に規定する買収防衛策の定めるところにより、新株予約権無償割当てその他の法令および定款により取締役会の権限として認められている措置をとる</u>

	<u>場合には、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い行うことができる。</u> <u>② 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
--	---

以上